

西川町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて新旧対照表

(令和2年6月)

新					旧				
(計画34ページ)					(計画34ページ)				
事業計画(平成28年度～32年度)					事業計画(平成28年度～32年度)				
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
4 高齢 者等の保 健及び福 祉の向上 及び増進	(1) 高齢 者福祉施設 老人ホ ーム	老人保護措置費 西村山広域老人ホーム(明 鏡荘)分担金	町		4 高齢 者等の保 健及び福 祉の向上 及び増進	(3) 児童福 祉施設 保育所	にしかわ保育園維持管理工 事 空調機更新工事	町	
	(3) 児童福 祉施設 保育所	にしかわ保育園維持管理工 事 空調機更新工事	町				にしかわ保育園屋外遊具更 新工事 既存遊具を撤去、新規設置	町	
			にしかわ保育園屋外遊具更 新工事 既存遊具を撤去、新規設置	町		(略)			

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第1条関係)

西川町監査の執行に関する条例

(令和2年6月)

新	旧
<p>(特別監査の着手の期日)</p> <p>第4条 法第75条第1項の規定による監査の請求、法第98条第2項の規定による監査の請求、法第199条第6項及び第7項の規定による監査の要求、法第235条の2第2項の規定による監査の要求及び<u>法第243条の2の2第3項の規定による監査の要求があった場合には、30日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特にやむを得ない事由があるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(特別監査の着手の期日)</p> <p>第4条 法第75条第1項の規定による監査の請求、法第98条第2項の規定による監査の請求、法第199条第6項及び第7項の規定による監査の要求、法第235条の2第2項の規定による監査の要求及び<u>法第243条の2第3項の規定に監査の要求があった場合には、30日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特にやむを得ない事由があるときは、この限りでない。</u></p>

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第2条関係)

西川町病院事業の設置等に関する条例

(令和2年6月)

新	旧
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第4条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第4条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第4項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第3条関係)

西川町水道事業の設置等に関する条例

(令和2年6月)

新	旧
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>

西川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

(令和2年6月)

新	旧
<p>第1章 第4節 審査の手続 (書面審理) 第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>(平成14年法律第151号。以下「<u>情報通信技術活用法</u>」という。)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略) (手数料の額等)</p> <p>第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を<u>情報通信技術活用法</u>第7条第1項の規定により<u>情報通信技術活用法</u>第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1章 第4節 審査の手続 (書面審理) 第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>(平成14年法律第151号。以下「<u>情報通信技術利用法</u>」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略) (手数料の額等)</p> <p>第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を<u>情報通信技術利用法</u>第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円</p> <p>2 (略)</p>

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(令和2年6月)

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 災害弔慰金(第3条—第8条)</p> <p>第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条)</p> <p>第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—<u>第17条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第4章 災害援護資金の貸付け (利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き<u>年3パーセント以内で町長が定める率</u>とする。</p> <p><u>(保証人)</u></p> <p>第15条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第16条 災害援護資金は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金</u>については、<u>法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 災害弔慰金(第3条—第8条)</p> <p>第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条)</p> <p>第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—<u>第16条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第4章 災害援護資金の貸付け (利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き<u>年3パーセント</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還(又は、半年賦償還)</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予</u>については、<u>法第11条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。</u></p>

(規則への委任) 第17条 (略)	(規則への委任) 第16条 (略)
----------------------	----------------------

西川町水道給水条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第1条関係)

西川町水道給水条例

(令和2年6月)

新	旧
<p>第5章 管理</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 町長は、給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、給水を受けようとする者の給水契約を拒み、既に給水を受けている者にあつては、給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第5章 管理</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 町長は、給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、給水を受けようとする者の給水契約を拒み、既に給水を受けている者にあつては、給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p>



西川町水道給水条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第2条関係)

西川町水道分担金徴収条例

(令和2年6月)

新	旧
<p>(分担金の徴収方法)                      第5条 分担金は、給水条例第9条の申込と同時に一時払の方法により徴収するものとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、当該年度内において延納又は分割払の方法によることができる。</p>	<p>(分担金の徴収方法)                      第5条 分担金は、給水条例第10条の申込と同時に一時払の方法により徴収するものとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、当該年度内において延納又は分割払の方法によることができる。</p>

西川町町税条例の一部を改正する条例新旧対照表(第1条関係)

(令和2年6月)

新	旧
<p>第2章 普通税 第2節 固定資産税 (現所有者の申告) 第60条の3 <u>現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)</u>は、<u>現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)</u></p> <p>(2) <u>土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</u></p> <p>(3) <u>その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> (固定資産税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第61条 <u>固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)</u>が<u>第60条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則 (読替規定) 第7条 <u>法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第46条第8項中</u></p>	<p>第2章 普通税 第2節 固定資産税 (新設)</p> <p>(固定資産税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第61条 <u>固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)</u>が<u>第58条の2又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則 (読替規定) 第7条 <u>法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第46条第8項中「又は第349条の3の4</u></p>

「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

(法附則第15条第41項等の条例で定める割合)

第7条の2 法附則第15条第41項に規定する町の条例で定める割合は、0とする。

2 法附則第15条の8第2項に規定する町の条例で定める割合は、3分の2とする。

3 法附則第62条に規定する町の条例で定める割合は、0とする。

(削る)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第7条の3 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第12条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第12条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第64条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第19条 第6条の3第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第47項の条例で定める割合)

第7条の2 法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合は、0とする。

(新設)

(新設)

(法附則第15条の8第2項の条例で定める割合)

第7条の3 法附則第15条の8第2項に規定する町の条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第7条の4 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第12条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第12条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第64条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(新設)

西川町町税条例の一部を改正する条例新旧対照表(第2条関係)

(令和2年6月)

新	旧
<p>附 則 (読替規定) 第7条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第46条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。 (法附則第15条第41項等の条例で定める割合) 第7条の2 (略) 2 (略) 3 法附則第64条に規定する町の条例で定める割合は、0とする。 (<u>新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例</u>) 第20条 <u>所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の規定を適用する。</u> (<u>新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例</u>) 第21条 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附</u></p>	<p>附 則 (読替規定) 第7条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第46条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。 (法附則第15条第41項等の条例で定める割合) 第7条の2 (略) 2 (略) 3 法附則第62条に規定する町の条例で定める割合は、0とする。 (新設)  (新設)</p>

則第4条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

(令和2年6月)

新	旧
<p>(被保険者としな<del>い</del>者)</p> <p>第4条 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模居住型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のいない者は、被保険者としな<del>い</del>。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(一部負担金)</p> <p>第5条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第42条第1項の規定にかかわらず、被保険者は往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2節の歯科訪問診療料の項注9の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、一部負担金を支払うことを要しない。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>(<u>新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金</u>)</p>	<p>(被保険者としな<del>い</del>者)</p> <p>第4条 <u>次の各号に掲げる者は、被保険者としな<del>い</del>。</u></p> <p>(1) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は里親に委託されている児童であつて民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のない者</u></p> <p>(2) <u>老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに収容されている者であつて、当該施設の長の意見を聞いて町長が定める者</u></p> <p>(一部負担金)</p> <p>第5条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第42条第1項の規定にかかわらず、被保険者は往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2節の歯科訪問診療料の項注8の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、一部負担金を支払うことを要しない。</p> <p>附 則</p> <p>(新設)</p> <p>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>(新設)</p>

第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。))は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その金額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

(新設)

(新設)

第4条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。



西川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(令和2年6月)

新	旧
<p>(西川町において行う事務)</p> <p>第2条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>広域連合条例附則第7条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p>(9) (略)</p>	<p>(西川町において行う事務)</p> <p>第2条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) (略)</p>

